

研究ノート

〈資料の紹介と研究〉
マックス・ヴェーバーの
フライブルク大学移籍をめぐって (その2)
——人事の実相への補遺——

野 崎 敏 郎

〔抄 録〕

ベルリン大学法学部私講師だったヴェーバーは、1892年に卒中で倒れたゴルトシュミットが教壇復帰を企てたものの果たせなかったことから、1894年秋に員内准教授として商法科目等を担当する。このときプロイセン文部省は、彼がすでにフライブルク大学哲学部正教授に就任する予定であることを確認しており、ベルリンにおける代講はフライブルクへの転出前の一時的任務とされていた。ところがアルトホフは、この臨時措置の引き延ばしを図り、そのためベルリン大学側にもバーデン側にも大きな業務上の支障が生ずるのを意に介さず、アーロンス追放のためにラーバントを招聘することに熱中したが、これを果たすことはできなかった。

キーワード：大学の自治、ヴェーバー、アルトホフ、ラーバント、アーロンス

I はじめに

本誌前号に掲載した「補遺」において、筆者は、2022年8～9月のドイツ各地における史料調査結果を中心として、フリードリヒ・アルトホフによる大学支配策にかんする新資料群を提供した。その後、2023年3月に追加調査を実施した結果、さらに多くの資料を見出し、数々の《欠けていたパズル・ピース》を埋めることができ、たいへん有益であった。またそのさい、筆者自身がまったく予想していなかった新事実にも遭遇し、アルトホフの巡らした謀略の深い《病巣》を垣間見ることもできた。

ここで判明した新事実は、やはりこの問題に関心を有する研究者になるべく早く知らせるべ

きであるから、本稿では、とくに重要な原史料や稀覯文献を訳出するとともに、それらの資料に依拠して、現時点で解明できた諸事実について解説を加えることにした。これによって、これまで歴史の暗渠の澱みに沈んだまま隠されていたドイツ大学行政史の暗黒面を白日の下に引きあげ、従来の大学史研究においてともすれば美化されがちであったアルトホフの所業の実相に目を向けることができれば幸いである。

II ゴルトシュミットとヴェーバーの処遇との関連

ゴルトシュミットの病気休職とその代講

これまで本誌で解明してきたアルトホフの策謀問題は、直接には、社会主義者鎮圧法（1878～90年）の廃止前後の時期におけるベルリン大学哲学部私講師レーオ・アーロンスの社会民主党への加担と入党、および彼の学外における政治活動の顕在化に端を発している。

哲学部は、1892年5月14日に、優れた物理学者であるアーロンスを員外准教授に昇任させるようプロイセン文部省に提案するが、アルトホフは、これにたいする回答を保留したまま、アーロンスをベルリン大学から追放する案を練り、そのための先兵として、シュトラースブルク大学からパウル・ラーバントをベルリン大学へと招聘することを画策し始める。このラーバント招聘計画が発案されたのがいつの時点であるのかは確認できていないが、哲学部がアーロンス昇任を提案する9日前に、法学部の商法担当教授レヴィン・ゴルトシュミットが卒中発作で倒れ⁽¹⁾、職務を遂行できなくなったのを受け、法学部に商法担当教員を補充する必要が生じており、アルトホフは、シュトラースブルク時代の同僚であったラーバントが商法の専門知識を有していることから、この機に彼をベルリンに招き、アーロンス追放のための手立てを彼に案出させようと思いついたのだと推察される。

法学部にとって、このときすでに授業が開始されている1892年夏学期にゴルトシュミットが担当していた講義等の補講担当者を手配するとともに、続く1892/93年冬学期以降の授業科目をどうするのが喫緊の課題となった。このとき法学部長だったヨーゼフ・コーラー（Josef Kohler, 1849-1919）は商法にも通暁している人物で、彼は、1892年5月14日付で、アルトホフに宛てて授業代替案を申請している（GStAPK/I/76/Va/2/IV/45/5: 122）。

閣下にたいしまして、小職は、謹んで以下のようにご報告申し上げます。同封いたしました医師による診断書から判明しておりますように、遺憾ながら、枢密顧問官ゴルトシュミット氏は、悲しむべき病疾に襲われ、氏は、医師側によって、今学期の講義遂行を禁じられております。つきましては、本学部は、これにたいする手立てとして、可能な代替手段に着手し、聴講者が得られると見込まれる講義を開講し、講義体系に欠落が生じないように尽力いたしました。

枢密顧問官ゴルトシュミット氏が今学期に開講を予告しておられたのは次の科目です。

- 1 海洋法を含む商法講義⁽²⁾
- 2 今日の民法を考慮に入れたパンデクテン演習⁽³⁾
- 3 保険法 (公開講義)⁽⁴⁾

今学期において、商法は、別の時間帯においてはありますが枢密顧問官ギールケ氏によっても担われておりますので、学部としましては、〔ゴルトシュミット氏の講義の〕聴講者に、ギールケ氏の講義⁽⁵⁾に出るよう指示すれば十分かと存じます。パンデクテン演習はグラデーデンヴィッツ教授⁽⁶⁾が引きうけましたが、ただし同教授の法制史演習 (少人数演習) は取りやめるとのことです。保険法は私講師マックス・ヴェーバー氏が引きつぎます。

ベルリン大学の「開講予告科目一覧」によると、保険法講義においては、ゴルトシュミットの『商法体系概説 *System des Handelsrechts im Grundriss* (第3版)』(1891年刊)が教科書として用いられており、水曜日午後1時から1時間枠の公開講義であった (VVB 1892SS: 4)。1892年夏学期の授業は、公式には4月19日開始とされているが (ebd.: 1)、他大学では、教授によって講義開始日がまちまちであるというケースがみられ⁽⁷⁾、ベルリンでも同様の暗黙の了解が成立していたのかもしれない。5月5日に倒れたゴルトシュミットは、最大に見積もっても、4月20日、4月27日、5月4日の3回語っただけだと推察される。ヴェーバーは、この講義を「引きつぐ (fortsetzen)」とされており、ゴルトシュミットの教科書を用いて講義を展開することになる。

この学期にはじめて教壇に立っていた私講師ヴェーバーは、こうして急遽保険法講義をも担当することになった⁽⁸⁾。コーラーは、グラデーデンヴィッツによるパンデクテン演習の担当については完了形で書いているが、ヴェーバーによる保険法講義の担当については未来形で書いている。したがって、ヴェーバーがこの講義を引きついだのは、コーラーの申請書が書かれた5月14日以降であり、直近の水曜日である5月18日以降と推定される。ヴェーバーの5月21日付妹クララ宛書簡の記述をみるかぎり、18日にはまだこの講義を担当していないように思われる (MWGII/2: 270)。

コーラーの申請書によって、ゴルトシュミットの保険法講義が、その門下生ヴェーバーによって引きつがれる予定であることを知らされたアルトホフは、このときはじめてヴェーバーという私講師の存在を認知したのかもしれない。そしてひとつ明白なのは、これを機として、アルトホフが、この若手講師をどのように利用できるのかを考えはじめたという事実である。

ゴルトシュミットの容態と後任問題

ゴルトシュミットの穴埋めをヴェーバーに委ね、そのあいだにラーバントをベルリンに招聘する手立てを執るのがアルトホフの企図である。その実現にとってまず問題となるのは、ゴル

トシュミットが教壇に復帰する可能性があるか否かである。

1892年5月に倒れ、闘病生活を続けているゴルトシュミットは、1892/93年冬学期と1893/94年冬学期に講義等の開講を予告している（VVB 1892/93, 1893/94）。つまり彼は、倒れたあとも教壇に復帰することを強く希望し、実際に早期に復帰するつもりだったのである⁹⁾。しかし1893年秋に自宅に戻った彼は、10月14日（土曜日）付でアルトホフに次の書簡を送っている（GStAPK/I/76/Va/2/IV/45/5: 135）。

非常に長引いている苦しい神経痛のために部屋に縛りつけられているかのように感じられるこのとき、拙宅に戻ったこの機に、閣下〔＝アルトホフ〕に直接の表敬訪問をなさないわけにはいかないという気持ちではありましたが、叶いませんでした。小職は依然として勤務不可能ですので、小職の休職期間を延長していただきますよう、大臣閣下〔＝ローベルト・ボッセ〕に懇願せざるをえませんでした。また、規定されている最終期限である本日、この休職延長願について報告する前に、法学部長先生に、小職が予告した講義を実施できる状態にないことを通知せざるをえません。また小職は、この事態のかかる措置を貴省が寛大にも免責なさることを好みません。

小職が予告した講義は、卓越した能力を有する同僚諸先生方によって実施されますので、カリキュラムに欠落が生じることはありません。小職に生じた障害がいつまで続くのか見通しがつかないなかであるにもかかわらず、持続的な職務代行が必要だと貴省がみなしておられるとするならば、小職は、かかるご配慮を受けている以上、つねに主張しております以下のような確信を認めなくてはならないことでしょうか。つまり、ベルリン大学が、なによりもまず商法に振りむける教育技倆〔の持ち主〕を必要としており、もしもこの〔人材確保の〕道程において同時に、ベルリン大学の歴史のなかでもきわめて才能に恵まれた若い法学教師〔＝ヴェーバー〕が持続的に確保された状態に置かれるならば、それは小職にとりまして衷心より喜ばしいことだと存じます。

この書簡は口述代筆で、署名のみゴルトシュミット本人が書いている。彼は、自分の健康状態について、「依然として勤務不可能（noch immer arbeitsunfähig）」であり、いま開講時期を迎えている1893/94年冬学期に復帰することのできる状態ではないので、休職期間の延長を求めるとともに、ベルリン大学法学部が必要としている商法方面の専門教育のためにヴェーバーを確保することは喜ばしいと述べている。

この書簡のこの最後の箇所を読むとき、とくに注意しなくてはならないのは、これを口述したときすでにゴルトシュミットは、「貴省から」つまりアルトホフから、ヴェーバーによる持続的な職務代行について示唆を受けていたことである。この書簡を口述する前に、ゴルトシュミットは、アルトホフから、〈ヴェーバー氏に先生の職務を代行させようと考えているのです

が、先生はどう思われますか」と尋ねられており、それに応じて、こうした表現をとって回答したのである。原文は „es würde mich herzlich freuen, falls auf diesem Wege zugleich ein sehr begabter jüngerer Rechtslehrer unserer Geschichte erhalten bliebe“ である。動詞 **bleiben** が接続法第 II 式であるのは、間接話法 + 未決の事態と解される。「ベルリン大学の歴史のなかでもきわめて才能に恵まれた若い法学教師が持続的に確保された状態に置かれる」というのはゴルトシュミットがアルトホフから与えられた情報であり、またまだ決まっていない事項でもある。そのうえで、もしもアルトホフの筋書き通りにヴェーバーをベルリンに持続的に確保することになれば、ゴルトシュミットは、自分としてはそれを衷心より喜ばしく思うことだろう (es würde mich herzlich freuen) と述べている。この助動詞 **werden** が接続法第 II 式なのは、ヴェーバー確保というこの時点でまだ実現していない人事が実現したと仮定したとき、自分は喜ばしく思うことだろうという未実現未来の仮定を意味している。

アルトホフは、おそらく 10 月 16 日 (月曜日) にこの書簡を読んでおり、ゴルトシュミットの障害がいつまで続くのか見通しがつかないので持続的な職務代行が必要だという箇所と、ヴェーバーを持続的に確保することを自分は喜ばしく思うことだろうという箇所とに線を引いている。アルトホフは、自分の思い通りの回答をゴルトシュミットから引きだしたことに満足し、17 日にこの書簡を本省のファイルに入れている。

プロイセン文相ボッセのベルリン大学法学部宛指示書

開講時期に差しかかっているため、プロイセン文部省は、この事態を受けて急いで対処策を検討する。省全体の意向は、次に訳出するボッセ文相の 10 月 20 日付法学部宛書簡草稿に明示されている (ebd.: 136)。

小職の企図は、正教授・枢密法律顧問官ゴルトシュミット博士の発病に鑑みて、それによって生ずる商法・手形法・海洋法の専門的代講のための教育需要を満たすことであり、最近バーデン大公国フライブルク大学の国家学正教授に就任することに内定した私講師ヴェーバー博士を准教授に昇進させ、そのさいとりわけ同人に、必要な範囲内で、ゴルトシュミット博士の職務の代行を課し、場合によっては商法の側面から、それを通じて歴史のおよび学説的講義と包括的な演習授業を補完するという手立てによってその需要を満たすよう、小職が同人にたいして懇請することを、すみやかに表明されたい。

草稿であるためいくらかラフに書かれており、おそらくこれをアルトホフが手直して仕上げ、下僚に浄書させたと思われる、それはたしかに 10 月 20 日に法学部に提示されている。この草稿は、フライブルク移籍問題にかんする重要な知見を後世のわれわれに提供している。以下に整理しよう。

冒頭に明記されているように、ヴェーバーの処遇は、あくまでもゴルトシュミットの病状が思わしくないため、その職務を代行させることに限定されている。このことを確認することは、ヴェーバーのフライブルク移籍とベルリンにおける員内准教授任命との関係を理解するうえできわめて重要である。というのは、この問題にかんして致命的な誤認に陥っているザクセと今野元が、まさにこの点において躓いているからである。ザクセは、アルトホフがヴェーバーをゴルトシュミットの後任に任命しようとしたかのように誤認し⁽¹⁰⁾ (Sachse 1928: 111 f.)、今野は、ヴェーバーがアルトホフと組んで、将来にわたってベルリンにおける栄達を得ようとしていたかのように誤認していた(今野元 2020: 45, 131頁)。しかし実際にはそうではなく、ヴェーバーを、私講師のままとしておくのではなく、正教授の職務を代行することのできる員内准教授へと昇任させるのは、あくまでもゴルトシュミットの担当していた授業内容を補うための臨時措置＝一時的職務代行であって、それ以上の(それ以外の)意味はない。ゴルトシュミットの正教授ポストは空けられており、それを誰に継がせるのかは未決事項であって、もちろんアルトホフにもボッセにも、ヴェーバーをそのポストに就かせるつもりはない。

1893/94年冬学期に向かうヴェーバーの姿勢

ボッセの記述のなかで、なんといっても、ヴェーバーがフライブルク大学哲学部正教授に就任すること——つまりヴェーバーが近日中にプロイセンから去ってバーデンへと移籍すること——を、ボッセ大臣以下プロイセン文部省全体がすでに認知し了解しているという事実が非常に重要である。この10月にいたる経緯を再度確認しておく、7月頃、ヴェーバーがフライブルクを「跳躍板」として利用するだけで、プロイセンにおける栄達のみを考えているかのようなデマを、アルトホフはバーデン側に流していたが(野崎敏郎 2021-22(1): 56頁)、この卑劣な策謀を察知したヴェーバーは、フライブルク大学哲学部に勤務しているエーリヒ・マルクスに電報を送ってこのデマを否定し、バーデン政府が自分を正式に招聘すれば、無条件かつ即座にそれを受諾すると明言した。マルクスは、1893年7月31日の哲学部教授会においてこの電報の内容を知らせ、その内容はノック大臣以下バーデン法務・文部省にも伝えられた(野崎敏郎 2023: 47頁)。したがって、8月初旬頃には、バーデン法務・文部省とフライブルク大学の関係者全員がヴェーバーのフライブルク即時就任意向を承知するにいたった。

8月5日にアルトホフと再度会見したヴェーバーは、このボッセ書簡草稿にしめされているように、フライブルクに転出する前に、商法関連をはじめとする次学期授業の手配に苦慮しているベルリン大学法学部の事情に鑑みて、やむなく1893/94年冬学期にベルリンで授業を担当する可能性があることを了承した。しかしこの日にその取り決めをなしたさい、アルトホフは、契約書類(覚書)に、ヴェーバーがフライブルクからの招聘を断るという内容をこっそり書き入れた(野崎敏郎 2021-22(2): 29-30頁)。アルトホフがまたしてもかかる卑劣な所業に出たことを察知したヴェーバーは、すぐさま確認書兼暴露書簡(抗議状)を送ってこれを撤

回させた(野崎敏郎 2021-22(1): 59頁)。

この時期にヴェーバーが自分の身の振りかたをどう考えていたのかについて、マリアンネは次のように書いている。「夏の間中懸案だったフライブルク大学の国民経済学ポストへの招聘は、さしあたり決定にはならなかった。それは気にせず、それならゴルトシュミットの代講を見込んで、私講師としてさっさと結婚するまでだ」(LB1: 196, LB2: 214)。8月初旬のアルトホフの態度から、バーデン側が慎重になり、自分の招聘をさしあたり控えて様子を見ようとしているのを感じたヴェーバーは、自分も当分事態を静観することにしたのである。なにしろ9月20日の結婚式が間近であり、なすべきことは多く、またゴルトシュミットの代講を求められる可能性もあるから、その準備もしておかなくてはならない。

ボッセとアルトホフとの確執

わかりきったことだが、ヴェーバーがプロイセンを離脱し、他国(バーデン)において安定した職位に就くことを、プロイセンの一官僚であるアルトホフが阻止する理由も術もない。そのような権限は誰にもなく、ボッセ大臣であろうとプロイセン国王であろうと、現にプロイセン文部省に雇用されていない私講師が他国において就職することを阻止したり、その就任を先延ばしにすることを強制したりする権能はない。だから、当該の書簡草稿において、ボッセは、ヴェーバー氏がフライブルク大学哲学部正教授に就任する意向であり、バーデン政府もそれを既定のこととしているのを当然のこととして確認しつつ、〈目下ベルリン大学法学部における商法関連授業の手配が難渋しているので、ヴェーバー氏にあっては、フライブルク就任をいくらか先に延ばしていただき、この学期にご協力を賜りたい〉と「懇請(ersuchen)」しているのである。この書簡は指示書という性格のものだが、ボッセが指示している相手はベルリン大学法学部であって、ヴェーバーではない。〈1893/94年冬学期にベルリン大学法学部で授業科目を担当していただくことを、大臣としてヴェーバー氏に懇請するので、その意をヴェーバー氏に伝え、協力が得られるよう法学部は尽力せよ〉というのが指示内容である。ボッセは、おそらくこの指示書とともに、ゴルトシュミットのアルトホフ宛書簡も法学部に渡したと推察される。そして法学部は、ヴェーバーにたいして、〈貴兄の恩師であるゴルトシュミット先生もこのように望んでおられるので、何卒ご協力賜りたい〉と「懇請」したのであろう。

1892年に文部大臣に就任したボッセ(Robert Bosse, 1832-1901)は、明らかにアルトホフと協議したうえでこの指示書を作成している。アルトホフは、プロイセン文部省に赴任するさい、自分の管轄下における諸事項の切り盛りは、すべて自分に全面的に委任すること、たとえ文部大臣であっても自分の活動に縛りをかけるようなことをしないよう求め、これを当時の文部大臣ゴスラー(Gustav von Gofler, 1838-1902)に認めさせたくてベルリンに赴任した⁽¹¹⁾。アルトホフ体制は、彼の専断を黙認する体制であり、それは彼の赴任(1882年)から退任(1907年)にいたるまで一貫している。しかしボッセは、ただアルトホフに操られるま

まの傀儡^{くわい}ではない。ハイデルベルクとハッレで法学を学び、豊富な行政経験を積んだボッセは、ゴルトシュミットの10月14日付アルトホフ宛書簡をみせられ、①ゴルトシュミットの教壇復帰が当分は叶わないこと、②ヴェーバーのフライブルク転出の意向は揺るがないこと、③バーデン法務・文部省(ノック大臣を含む)とフライブルク大学はヴェーバー獲得の意向において完全に一致していること、そして④ラーバント招聘にたいしてベルリン大学法学部の多数の教員が強く反対しており、その懐柔が困難であること、この四つの事情を勸案した。ボッセは、アルトホフが暴走を続け、その強引な策謀を重ねているばかりだと、関係者たちの反発を招き、事態の收拾がますます困難になるので、まず大臣である自分が直々にヴェーバーにたいしてベルリン大学法学部に一時的に残留するよう「懇請」し、ヴェーバーが転出する前に同学部の教育スタッフを補強する手立てを執り、またアルトホフにたいしてひきつづき同学部の懐柔に努めるよう求め、早い時期にヴェーバー転出とラーバント招聘とを実現させるよう図ったのであり、アルトホフもこれに同意したのである。

10月20日にベルリン大学法学部に宛てて発信される予定のこの書簡草稿は、「至急(eilig)」と注記され、16日から20日にかけてプロイセン文部省内の各部署で回覧され、アルトホフもまたこれを確認して署名している⁽¹²⁾。20日に同学部にこの内容が伝えられた結果、プロイセン文部省とベルリン大学法学部の関係者全員が、ヴェーバーのフライブルク転出予定を確認・承認するとともに、転出前におけるベルリン大学法学部への彼の一時的残留および一時的協力を、彼の自由意思によって実現してもらいたいと懇請するにいたったのである。

ところが、すでに解明したように、ひとりアルトホフのみは、バーデン側・プロイセン側双方の関係者全員が合意するにいたったはずの内容——ヴェーバーのフライブルク転出および1893/94年冬学期に限定したベルリン大学法学部における授業科目担当——を故意に無視し、員内准教授が——私講師とは異なって——プロイセン国庫からの給付を受けている存在であることを悪用し、プロイセンの国務(Staatsdienst)からの免除手続を怠りつづけるという奇策に走ることによって、バーデン側がヴェーバーをバーデンの国務(フライブルク大学における正教授としての職位)に任ずることを妨害した(野崎敏郎 2021-22(2): 43-45頁)。アルトホフは、自分も署名して合意したはずのこのボッセ書簡(法学部への指示書)の確認事項を自分で破った。これは官僚にあるまじき最低の背信行為だが、専断特権を認められている彼においてはとくに珍しいことではない⁽¹³⁾。それにしても、遅くとも1894年1月頃までに移籍の段取りを済ませないと、1894年夏学期のベルリン大学法学部の科目運用に支障が生じ、またフライブルク大学哲学部においても、同学期の科目およびその担当者を固めることができない。アルトホフが、自分の遅延行為(無作為)によってこの二つの大学が被る多大な迷惑について一顧だにしていないことにはあらためて驚かされる。ひとつはアルトホフ自身が責任を負うべきベルリン大学だが、この大学の教務上の利害などアルトホフの眼中にはない。またもうひとつはフライブルク大学であり、こちらは他国の大学なので、バーデン法務・文部省にも

多大な迷惑を及ぼしているのだが、これもまたアルトホフの眼中にはない。そこでバーデンの文部官僚アルンスペルガーは、2月10日付で、ヴェーバーの移籍手続はどうなっているのかとアルトホフに問いあわせたが、これにたいしてアルトホフは、一週間も経った2月19日になってようやく、煙に巻くような無内容の回答をアルンスペルガーに送りつけ、さらに3月末頃まで故意に移籍(割愛)手続を執らないままこの件を放置した(前掲書:46-48頁)。これによってヴェーバーは4月にフライブルク大学に移籍することができず、もう半年待たなくてはならなくなったのである。

付帯事情:『開講予告科目一覧』公開による学生募集

いま述べたアルトホフの遅延行為(無作為)の問題を理解するためには、ドイツ各大学における各学期の学生募集事情について知っておく必要があるので、必要な範囲内で略述する。

周知のように、ドイツの学生たちの多くは、かなりの頻度でいくつもの大学に移籍しており、彼らにとって、学生時代は遍歴時代であるのが通例である。では、次の学期にどの大学に籍を置くのかを、彼らがなんによって決めていたのかというと、それは主として、各大学が毎学期刊行している『開講予告科目一覧』によってである⁽¹⁴⁾。この小冊子は、もちろんベルリン大学やフライブルク大学にすでに在籍している学生たちの閲覧にも供されているが、それ以上に、他大学に在籍している学生たちにたいして、〈次学期に、本学はここに掲載している優秀な教員による以下のような授業科目を提供しますので、どうぞ本学への移籍をご検討ください〉という学生募集のための広報としての意味を有している。ドイツの各大学は、この小冊子を、毎学期ドイツ全土の全大学・高等教育機関に(おそらく周辺諸国の大学・高等教育機関にも)送付しており、各大学の『一覧』を受領した大学は、自分の大学に在籍している学生たちに、他大学の次学期開講科目情報を提供していた。こうした大学相互間の情報交換によって、各大学に在籍している学生たちは、次の学期にどの大学でどの教員がどのような授業科目を開講するのかを知ることができ、それによって、次学期に自分がどの大学に学籍登録するのかを決めていたのである。したがって、『一覧』は、当該学期の授業が開始される日(以下「授業開始日」とする)よりもかなり前に刊行され、各大学に送付されなくてはならなかった。そうでないと、学生たちがそれぞれ荷物をまとめて引っ越し、学籍登録し、授業開始日に教室に参集するのに間に合わないからである。

では、「かなり前に」刊行されるというのはどのくらい前なのかを考証しよう。有力な手がかりは、ベルリン大学の1895/96年冬学期版『開講予告科目一覧』中にある。法学部教授ルードルフ・フォン・グナイストは、健康状態の悪化のため引退し、その後任人事によって、ボン大学のヴィルヘルム・カール(Wilhelm Kahl, 1849-1932)が1895年秋に着任することになった。したがって、1895/96年冬学期版『一覧』には、新任のカールが担当する「プロイセン憲法」等4科目の開講予告が掲載されている(VVB 1895/96: 4f.)。同時に、前任者グナイ

ストもまた、同じ学期に「一般国法学およびドイツ国法学」「ドイツの民事訴訟」の2科目の開講を予告している（ebd.）。つまり、グナイストは、正教授退職後、法学部の授業科目需要に鑑みて、正嘱託教授⁽¹⁵⁾として学部とのあいだで開講契約を結び、週4日各1時間の少人数講義二つを開講することにしたのである。ところが、グナイストは7月22日に急逝し、この二つの講義は開講されなかった。もしも彼が亡くなった時点で、1895/96年冬学期版『開講予告科目一覧』の組版（Schriftsatz, typesetting）を直すことが可能だったなら、ベルリン大学の出版物を管轄する部署は、印刷所に命じて、この二つの科目に充てられている6行の記述を削除したはずである。しかし、刊行されたこの学期の『一覧』には、この二つの科目がたしかに記載されている。そしてこの学期の授業開始日は10月16日である（ebd.: 1）。このことから、授業開始日の約三カ月前にはもう『一覧』の組版の変更ができなかったことがわかる。したがって、ドイツ各大学が刊行している『一覧』は、授業開始日の約三カ月前には刊行されていたと判定できる——たったひとつの事例にもとづく判定ではあるが——。

転籍学生の一例：ラートゲンのハッレ移籍

学生が別の大学へと移籍するときの付帯事情が判明している貴重なケースがあるので、紹介しよう。1876年4月からシュトラースブルク大学法学・国家学部で学んでいた学生カール・ラートゲンは、2学期目が終わりに近づいた1877年2月、体調不良のため郷里ヴァイマルに戻って休養し、同時に次学期における学修計画を練っており、それを、シュトラースブルクにいるアメリカ人留学生ヘンリー・ファーナムに書きおくっている⁽¹⁶⁾。ラートゲンは、「自分の学修を深めるために」次の学期（1877年夏学期）にハッレ大学でエック⁽¹⁷⁾の「パンデクテン」を聴講しようと考えていたのだが、エックがハッレからブレスラウに移籍することが判明したため、新たな行き先を探さなくてはならなくなった。自分の健康状態が悪いので、あまり遠方の大学は考えられず、したがってハッレ、ライプツィヒ、ゲッティンゲン、イエーナあたりに限定されるが、それぞれの大学の『開講予告科目一覧』をチェックしたところ、後二者は彼には気に入らず、できれば（遠方だが）ボン大学でシュティンツィング⁽¹⁸⁾の「パンデクテン」を聴講したいと考えるようになった。

「パンデクテン」は法曹志望学生にとって必須の最重要科目のひとつであり、週5日各2時間（したがって週10時間）、一学期の授業期間を17週間とみると、じつに総計170時間にも及ぶ法学部最大規模の総論講義科目である。この科目の担当は、担当教員にとって、肉体的にも大変な重労働であり、またそこにパンデクテン法学体系のエッセンスを余さず盛りこまなくては法曹志望学生の教育需要を満たすことができないから、あらゆる方面に精通した学識が要求される。学生にとって、これは国家試験のための最重要科目のひとつなので、どの大学のどの教員による「パンデクテン」でもかまわないというのではなく、最高の力量を有する教員による講義を選ばなくてはならない。

しかしラートゲンは、結局行き先を決めかねたまま、夏学期の学籍登録期を迎えてしまう。そのとき重要な情報ももたらされる。1877年4月8日付両親宛書簡草稿 (Privatarchiv B. C. Witte) のなかで、ラートゲンは、この学期にペルニツェ⁽¹⁹⁾がハッレ大学に戻って「パンデクテン」を講ずることを知ったと書いている⁽²⁰⁾。そこでラートゲンは、ペルニツェの「パンデクテン」一科目を聴講するためにハッレ大学に移籍することに決め、大急ぎで荷物をまとめて引っ越し、すでに講義が始まっている5月9日にハッレ大学に学籍登録している⁽²¹⁾。

これと同様の事情は、ドイツ全土の遍歴学生と大学とが共有していた。大学運営側からみると、力量のある教員を擁し、「パンデクテン」などの重要な科目を担当してもらい、それによって多くの学生を集めることが重要であった。後年ヴェーバーが皮肉を込めて活写しているように、ドイツの大学は、「じつにばかばかしいやりかたで聴講者獲得をたがいに競いあっている有様」であり、「大学都市の家主たちは、学生数が千人に到達するとお祭り騒ぎをして、二千人目の学生が来ると、もう喜びのあまり松明行列をしている」(野崎敏郎 2016: 54頁)。大学が獲得する学生数は、あたかもそれこそが大学の存在価値であるかのように一人歩きし、大学運営の最重要課題に祀りあげられてしまう。それだけに、各地の大学に在籍している学生たちに、できるだけ早く開講科目情報を届けるのは、どの大学にとっても、学生確保の観点からきわめて重視されていた。次学期に優秀な教員を招聘することができ、彼に重要科目を受けもたせることができたなら、それを『一覽』に掲載し、これを早期に刊行することは、大学の利害にとって、後世のわれわれが想像する以上の重要事項だったのである。

開講予告とアルトホフの妨害行為との関連

いくらか寄り道をしたが、早期に教員の招聘 (または教員の離脱) を確定させることと、早期に『開講予告科目一覽』を刊行することとが、ベルリン大学にとってもフライブルク大学にとっても重要事項であったことを確認できた。そこで、いま問題にしている1894年夏学期のベルリン大学における教員離脱およびフライブルク大学における新任教員就任の確定リミットと、開講予告のデッドラインとを検討しよう。

この夏学期の授業開始日は、ベルリンが4月16日、フライブルクが4月19日であり、学籍登録締切日は、フライブルクが5月18日である。ベルリンの締切日は記載されていないが、フライブルクと同時期であろう (VVB 1894SS: 1, AVF 1894SS: Titelblatt)。この学期に新任教員を招聘しようとするとき、着任日は一般に4月1日だが、授業開始日の約三カ月前には『一覽』を刊行しなくてはならないので、ベルリン大学としては、1月16日頃までに、次の1894年夏学期に員内准教授ヴェーバーが開講するか否かを把握しなくてはならない。またフライブルク大学としては、1月19日頃までに、ヴェーバーが4月に着任するか否か、そして着任するとすれば、彼が夏学期にどのような科目を担当するのかを具体的に知る必要がある。

こうした事情から、プロイセン文部省が大学教員に提出させていた宣誓書には、他大学への招聘おうじて転出するさいに、着任日から遡って「三カ月の事前解約予告期間を経てから(nach vorgängiger dreimonatlicher Kündigung)」とすべきことが記されていた⁽²²⁾。次学期の『一覽』が刊行される時期までに、個々の教員が次学期に他大学へと転出するか否かを確認し確定させるのが、大学の利害にとって重要なので、こうした申し合わせがなされていた。ヴェーバーのケースでは、バーデン側とヴェーバーが見込んでいる着任日 1894 年 4 月 1 日から三カ月遡った 1 月 1 日までに、ヴェーバーがフライブルクへの転出を予告する必要があることになるが、すでに訳出・紹介した数々の文書によって、1893 年 7 月から 10 月にかけて、ヴェーバーは、アルトホフと直接面談したさいに、フライブルクに移籍することを明言し、またいくつもの書簡において、自分の関心・意向が、一日も早くベルリンを去ってフライブルクに移籍することにあることを、再三にわたって一貫して意思表示していることが明白である(野崎敏郎 2021-22(1) : 53-60 頁, 同(2) : 29-41 頁)。しかも本稿に訳出したボッセ書簡草稿において判明したように、ヴェーバーのフライブルク移籍がもう変更できない既定の事項であることを、どんなに遅くとも 1893 年 10 月までには、プロイセン文部省もベルリン大学法学部も承知していた。だから事前解約予告の条件は満たしており、ヴェーバーの移籍を引きのばすべき理由はなにも存在しない。アルトホフによる妨害行為の不当性が明らかである。

ひとつ付言する。既述のように、アルンスペルガーは、1894 年 2 月 10 日付で、ヴェーバーの移籍手続についてアルトホフに問いあわせているが、おそらくこのとき、アルンスペルガーは、1 月頃に刊行されたと思われるベルリン大学の 1894 年夏学期の『一覽』をチェックし、そのなかにヴェーバーの担当科目が記載されており、またゴルトシュミットの担当科目が記載されていないことを不審に思ったのであろう。

Ⅲ アルトホフとラーバントと大学問題

アルトホフの大学教授観と私講師問題

みてきたように、1893 年秋におけるヴェーバーの処遇は、員内准教授としてゴルトシュミットの職務を代行することにほかならず、したがってゴルトシュミットが復帰するか、あるいは彼の後任としてラーバントが招聘されれば、ヴェーバーがベルリンに留まる理由が消滅し、彼は——かねてからの希望通り——ただちにフライブルクに着任することが、このときバーデン側・プロイセン側双方の合意・既定事項になっていた。そして 1893 年 10 月にゴルトシュミット健康状態と意向とを確認したアルトホフは、彼の引退を予測し、その後任としてラーバントを招聘し、その協力を得てアーロンス問題に対処することにいっそう熱心に取りくむようになる。そこでつぎに、アーロンス問題にたいするアルトホフのスタンスがどのようなものであったのか、またこの問題解決の先兵としてのラーバントに、アルトホフがどのような期待

をかけていたのか——そしてどのように失望させられたのか——を検討しよう。

1894年にアーロンス問題が顕在化してからアーロンス法が成立する1898年までのあいだに、プロイセンにおいて、大学と大学教員との再定義にかんするさまざまな議論がなされる。また大学教員の待遇の見直しもすすめられ、1897年にはプロイセンの全大学における統一規程の整備もおこなわれる。そうした時期に、大学財政問題をめぐって論戦が繰りひろげられている。1896年3月6日のプロイセン下院において答弁に立ったアルトホフは、ボッセ大臣の言を引き、教授の自由(Lehrfreiheit)の制限は、他のどの自由とも異なるものではないことを強調し、次のように熱弁を振るう⁽²³⁾。

教授の自由の制限は、一部はその法的性質に、一部はその倫理的性質に存するものであります。現在にいたるまで、教授の自由というこの種の狼藉(derartige Ausschreitungen)は、まだわれわれには降りかかってきておりません。プロイセンの大学に勤務している無神論者の教授たちのことなど、われわれはほとんど知りませんし、プルドン派であることを公言する教授たちのこともさっぱり知りません。私講師は、官吏たる性格をなんら有しておりません。こうした狼藉が降りかからないかぎりにおいて、問題になるのは、まあ勝手におもしろがっていけばいい難題(Doctorfrage⁽²⁴⁾)だけです。しかし、さしあたりなお多くの他の実際的な問題が目前にありますから、私には、こうした難題に立ちいる理由はなんらありません。教授の自由は、〔その自由に則って表明された見解の〕修正が実行されることを排除せず、政府が教授任命にさいして自主的に介入することも排除しないことについては、大臣閣下がすでにくわしくご説明なさいました。これによってあらゆる潮流の釣り合いをとり、あらゆる潮流の見解を有効化することがどうしても必要です。本省は、この立場を今後も堅持いたしますし、これによって人々の心情に平穩が訪れることを望みます。この観点が概して正しいことは、誰も疑わないところでありまして、つねに問題となるのは、個々のケースでこの観点がどのように行使されるかという点だけです。つい昨日、フ・ォ・ル・ク・マ・ン・の・グ・ラ・イ・ブ・ス・ヴ・ァ・ル・ト・招・聘が話題になりました⁽²⁵⁾。私はただ、新聞種になったことすべてが一から十まで不正確だとだけ述べておくにとどめます。この件にたいする示唆は、直接的にも間接的にも政府側からなされたものではなく、これにかんしてなんの依頼も受けていない私人の側からなされたものです。さて、教授たちの俸給の境遇についてですが、私は最初に、大学教授たちの俸給自体は、乏しいと見積もられるようなものではないと述べておかなくてはなりません。正教授の年俸は5700マルクと定められておりまして⁽²⁶⁾、これに、さらにおよそ3000～5000マルクの聴講料収入が加わります。これだけあればもうおのずと何事かをなすのが当然でありましょう(議場の哄笑)。このように、このお歴々は暮らしていくのに困らないのです。そのうえ、謝金の問題とか、研究助成金とか、大学からの報酬とかがあることを考慮すると、さらに年功加俸を加えるのは難題であります。われわれは、おおいに

慎重にこの問題に取りかからなくてはなりません。またつぎに、われわれは、この問題を一面的に解決するのではなく、プロイセン以外の他大学との関係において解決することができません。さもないと、プロイセンとプロイセン以外とで教員が簡単に移動してしまうことでしょう。この事案の処理は、〔プロイセンの〕全般的財政状況が改善されるときまで保留にしておくのが望ましいのです。つまりこういうことです：「詩作は9年寝かしておけ（*Nonum prematur in annum*）」⁽²⁷⁾（議場の哄笑）。

ここに明示されているように、アルトホフにとって——またボッセにとっても——、教授の自由の公使は「狼藉」なのであり、無神論者やアナキスト等々を排除した上で、他の穏健な諸潮流の学派に属する教員たちを各大学にバランスよく配置するのがプロイセンの大学行政の公式の方針である——この方針をアルトホフが実際に遵守しているか否かは留保するとして——。また国庫から年俸を受給している者たち（正教授、員内嘱託教授、員内准教授）は、すでに十分な金銭的待遇を享受しているので年功加俸など必要なく、彼らは官吏として、国家機関に——直接にはアルトホフ個人に——服従しなくてはならないことになる。

そしてこの時期のアルトホフはさらに、アーロンス追放の実現によって、その支配-従属関係を、文部省に雇われていない私講師（と員外准教授）にまで押しひろげようとしているのであり、このことがアーロンス問題の根幹をなしている。また、官吏でない私講師アーロンスを官吏とみなして懲戒に掛けるという行為は、官吏でない私講師ヴェーバーを、あたかも文部省に囲われた存在であるかのように扱い、他国における彼の就職活動を妨害するという行為とまったく重なっている。

また、アルトホフの発言中のフォルクマン招聘にかんする件^{くだり}を読むと、教授招聘にかかわる出所不明の噂話にたいして、アルトホフ（をはじめとするプロイセン文部省の官僚たち）が神経をとがらせていることがわかる。このことから、本稿で扱っているヴェーバーの案件をはじめとする——噂話ではない——出所のはっきりしている事実そのもののアルトホフのスキャンダルが表沙汰になることを、彼は恐れていると判定してよからう。

大学問題をめぐるラーバントとイエリネクとの対立

こうしたアルトホフの大学教授観を裏打ちする見解を打ちだしていた法学者がラーバントであり、アルトホフが、ベルリン大学の自治を掘りくずすための道具としてラーバントに目をつけたのはこのためである。

ラーバントの大学教授論に鋭く対立していたのはゲオルク・イエリネクである。国家機関の活動と個人的行為との関連と区別にかかわるラーバントの批判を受けて、イエリネクは次のような反批判を展開している（*Jellinek 1900/14: 260f.*）

ラーバント自身は、官吏の活動すべてが内的に同一とみている。しかるに、職務活動をその全内容におうじて国家活動と呼ぶことができるか否かには、やはり大きな相異がある。裁判官の判決を国家が意のままにし、大臣が発する任命を国家が執行するなどといった場合がある。しかし大学教員は、プロイセン王国の数学あるいはバーデン大公国の心理学といったものを講義しない。この区別およびこれに類似した区別を取るに足りないものと説明する者は、無益な形式主義にとって都合がいいように、もっとも重要でもっとも影響の大きな対立関係を消し去ってしまう。国家にたいして、みずからの特別な知識や能力を自主的に駆使するよう義務づけられた人々が、役人の機能を委託された人々と同様に官吏であるということは、当該の問題とはなんの関係もない。

イエリネクは、こうした重要な区別の例として、学術的な発見や芸術作品の創作は、国家の直接の力の及ばない領域であるが、手紙の郵送や鉄道の運行や保険制度の設立は、国家の重要な機能だとしている。そして、文化の保護育成の領域において、国家は、個人の自由な活動を、一部は肩代わりし、一部は補完するよう定められているのだと論じている(ebd.)。歴史的にみたととき、国家は個人の自由な活動に激しく介入してきたのだが、彼は、まさにその国家を、個人の自由な活動を促進し、また個人ではなしえない活動領域を担うものとして再定義しているのである。

アルトホフによるラーバントへの責任のなすりつけ

ベルリン大学法学部多数派の大学理解——大学の自治、学問の自由、教授の自由にかんする理解——は、ヒンシウス鑑定にたいする反対声明である53名声明に端的に表明されている。すでに紹介したように(野崎敏郎 2021-22(3):23頁)、この声明にあっては、ドイツ諸大学が、たんに「国家機関(Staatsanstalten)」であるのみならず、「自律的自治団体(Korporation)」でもあることが強調されている。私講師の資格付与はあくまでも学部の専決事項であって、文部省等の国家機関の承認を必要としない。私講師の任用は学部の自治にもとづいて執りおこなわれるのである(Jastrow 1896: 56f.)。この声明が作成されたときにはすでに亡くなっていたグナイストも、こうした理解を共有していた。また後年イエリネクも、アーロンズ法の問題を念頭に置いて、「大学は国家機関(Staatsanstalt)であるのみならず、自立した法主体(selbständiges Rechtssubjekt)でもある」ことを明言し、これがバーデン大公国の公式の見解であることを強調している(Jellinek 1908: 49)。

こうしたベルリン大学の多数の教授たちが支持する大学理解と対立し、また若い世代のイエリネクの大学理解とも鋭く対立していたラーバントにかかるアルトホフの期待は大きかった。しかしアルトホフにとって厄介なことに、意見を異にする者にたいして辛辣な言を投げつけるラーバントの攻撃的性格は、ドイツの法学界にすでに多くの敵をつくっていた。

アルトホフのラーバント招聘計画にとってとくに痛手となったのは、1895年秋にベルリン大学法学部に着任したヴィルヘルム・カールの態度である。ラーバント招聘に強硬に反対しつづけていたグナリストが引退し、その後任として着任したのがカールであり、しかもグナリストはカール着任の直前期に亡くなっている。アルトホフは、このカールを味方につけ、ラーバントを招聘し、すでにアルトホフにたいして協力的な姿勢をとっているヒンシウスとエックも加えた計4名と組んで、法学部の多数派教授陣に対抗することを目論んでいたのだが、それはあっけなく挫折する。その理由をアルトホフ自身が語っているのが、1896年5月22日付の「シュトラースブルク大学教授ラーバント博士のベルリン招聘について」と題された短い鑑定書である（GStAPK/I/76/Va/2/IV/45/5: 311）。

当地の法学部は、ラーバント招聘にたいして一貫して決然たる反対の意を有しており、とりわけラーバントが、相続論争にかんして、カールにたいして熱弁を振るったやりかたがいささか耳障りであった論戦以降はさらにそうであります。ラーバント招聘のかかる状況下では、カールにとって、それはさぞ重大かつ不当な招聘なのでありましょう。このため、今日の帝国国法学の樹立者にして主唱者をベルリンに招聘することは断念せざるをえないという考えへと、大勢は否応なしに向かっております。しかしながら、これは個人的な諸事情に、しかも本質的にラーバント個人の諸事情と結びついているのです。

報告者：

枢密上級参事官アルトホフ博士

ラーバント招聘工作の内情をアルトホフ自身が明かしているきわめて重要な史料である。1894年3月にアルトホフとラーバントのあいだで招聘条件について合意をみて以来（野崎敏郎 2021-22(2)：45頁）、2年余にわたって執拗に画策されてきたラーバントのベルリン招聘計画が（すくなくともいったん）頓挫したことが、アルトホフ自身によって報告されている。その主たる理由として、法学部の多数派教授陣がラーバント招聘にたいして非妥協的に反対していること、また新任のカールもまた、ラーバントとの論争問題のため、同じく反対に回ったことが挙げられている。そしてこうした問題を引きおこしたのは、偏にラーバントの個人的な事情のせいだと決めつけられている。

おそらくこの鑑定書は、省で決定したラーバント招聘がうまくいかなかったことについて、ボッセから弁明を求められたアルトホフが書いた一種の始末書なのであろう。しかし、そもそも、ラーバント招聘計画はアルトホフの意向によってすすめられてきたものであり、ラーバント自身は、ベルリン大学法学部との対立を抱えたまま着任するつもりがないことを明言していた（Schlüter 2004: 155）。アーロンス追放へと遮二無二突きすすみ、そのためにラーバントをなんとしても招聘しようとするアルトホフの強引な画策が、法学部のみならずベルリン大学

教授陣大多数の強い反対を招いたことは明らかである。だから、この鑑定書を判読したとき、筆者は、この失態を招いた張本人でありながら第三者面^{つら}で平然と鑑定書を書き、ラーバントにすべての責任をなすりつけているアルトホフの厚顔無恥ぶりに苦笑せざるをえなかった。

この鑑定書はプロイセン文部省内の機密文書だから、当のラーバントは、もちろんこの文書を目にすることはなかった。彼は、亡くなる直前期の回想録において、ベルリン大学の激しい反対に気圧されていったん引いたものの、その後もアルトホフは自分をベルリンに招聘しようとしていたと書いたが (Laband 1980: 98f.)、アルトホフのこの鑑定書をみると、1896年に、すでにアルトホフはラーバントを見限り、切りすてた模様である。筆者は、ここに、権力者に見捨てられた御用学者の悲哀とその末路をみているのだが、この点については、今後さらに追跡調査をすすめたい。

こうしてカールが敵に回り、ラーバント招聘に失敗した後、1898年にヒンシウスが、1901年にエックが亡くなったため、アルトホフの意を体する教授はベルリン大学法学部内にいなくなり、結局アルトホフはベルリン大学各学部との妥協を余儀なくされる。ここにアルトホフ路線の限界をみることができよう。

IV ベルリンからの脱出に向かって——いくつかの新事実——

あらためていうまでもなく、1893年は、ヴェーバーにとって重要な人生の転機となった年である。彼はまずマールブルク大学法学部員内准教授候補に擬せられたが (3月初)、アルトホフは一転して彼をベルリン大学法学部員内准教授として利用しようとして企てた (3月末)。ヴェーバーはこれを退けてフライブルク大学哲学部への移籍を決意したが (6月)、それがアルトホフの妨害工作によっていったん阻まれた (7・8月)。一方、ゴルトシュミットは教壇に復帰する意向だったが、容態が思わしくないため、冬学期開講を断念し、ヴェーバーによる代講を了承した。これを受けて、ボッセが、ベルリン大学法学部を通じて、員内准教授として臨時にゴルトシュミットの代講をするようヴェーバーに懇請した (10月)。ヴェーバーは、法学部の要請と恩師の求めを受け、フライブルク赴任を先延ばしにして、1893/94年冬学期にゴルトシュミットの職務を代行することを了承し、これを実行した。

こうした一連の動きにかかわる史料を点検した結果、3月初のマールブルク大学員内准教授候補の件と、6月のフライブルク移籍決意と、婚約者マリアンネにたいする説得工作にかんして、重要な事実が判明したので、以下に略述する。

アルトホフからみたヴェーバー：マールブルクからベルリンへの変更 (1893年3月)

1893年3月2日付で、アルトホフはヴェーバーに業績リストを送るよう求め、翌3日付で、ヴェーバーはリストと業績の現物をアルトホフに提出した (MWGII/2: 323f.)。そしてア

マックス・ヴェーバーのフライブルク大学移籍をめぐって（その2）（野崎敏郎）

ルトホフは、提出された文書の末尾に、鉛筆で次のように書きつけている（GStAPK/I/76/Va/XIV/11/5: 278）。

私の意向として、マールブルク大学に最良の人物であることにはまったく疑いがなく（M [eo] v[oto] ganz zweifellos der beste Mann für Marburg）。

A [=アルトホフ] 3月3日

つまり、アルトホフは、このときヴェーバーを、マールブルク大学員内准教授の最有力候補とみなしたのである。すでに指摘したように（野崎敏郎 2021-22(1)：60 頁注4）、この書類提出をベルリン人事の発端とみる『マックス・ヴェーバー全集』第II部門第2巻の解説はまちがっている（MWGII/2: 320）。これにたいして、これをマールブルク大学のための書類とみる『マックス・ヴェーバー全集』第I部門第13巻の記述は正しいが、引用文中に „ganz“ が脱落している（MWGI/13: 344, Anm. 11.）。アルトホフがヴェーバーをベルリン大学員内准教授に任命しようと決めたのは、3月初旬ではなく3月末であり、それは、やはりアルトホフが、アルンスペルガーがすすめようとしているフライブルク人事を阻止するために思いついたことだと判定できる。

婚約者マリアンネ・シュニットガーのベルリン回想（1893年6月頃）

すでに訳出し、考証をおこなった婚約者マリアンネ宛書簡（1893年6月20日付）の末尾近くで、マックスは、「愛しい人よ、君がこの突発事によって気分を害しているかどうか、書き送っておくれ」と書いている（野崎敏郎 2021-22(3)：33 頁）。婚約者に相談することなくフライブルク赴任を即決したことについて、彼女がどう思っているのかを、マックスは当然気にしている。そして、彼のこの求めに応じて、彼女はベルリンにおける出来事を24日に書きはじめている。彼は書簡による返答を望んだのだが、彼女は、しっかりした製本の日記帳（幅170ミリ×高208ミリ）を用いて、ベルリンにおける体験を詳細に綴っており、それはじつに61頁に及んでいる（BSB/Ana 446.C (20)⁽²⁸⁾）。書き損じ・訂正の跡が非常にすくないことから、まず下書きをして、それをこの冊子に写し、さらにわずかな訂正を施したのである。そこには1892年4月から翌年3月までの一年近くにわたるベルリンにおける数々の思い出が綴られており、多くの人々と知り合い、交流を深め、ベルリンで充実した生活を享受していた彼女の姿が活写されている。そのなかからいくつかの記述を拾い、それを彼女の別の記述と重ねてみよう。

マリアンネは、1891年の冬、数週間ベルリンに滞在し、その後祖父の許しを得て、製図・デザインを学ぶためにベルリンに長期滞在する（LB1: 185f., LB2: 201-203）。1892年4月21日にベルリンに到着した彼女は、後に義父・義母となるマックス（父マックス）とヘレー

ネのヴェーバー夫妻をはじめとする多くの人々との交流を得て、充実した日々を送る。もともとベルリンに来たのは、「多くの人と接触し、人生を享受し、仕事をし、知的刺激を受け、楽しみを得ること」を彼女が必要としていたからだった (Weber, Marianne 1948: 49)。下宿は彼女の気に入りに、そこは、その後一年間自分の時間を意のままにして大きな刺激を得るための拠点となった (BSB/Ana 446.C (20): 9)。知り合った人々との散歩、食事、読書など、また社交界の花と呼ぶべき魅力的な女性との歓談も楽しんでいる (ebd.: 10)。

マリアンネとヘレーネからみたフライブルク移籍の意味

マリアンネの回想中に、ヘレーネにかんする重要な記述がある⁽²⁹⁾ (ebd.: 13)。

最初の日、ヘレーネ叔母様から忠告の手紙 (Warnungsbrief) が来て、木曜日に訪問すると、彼女は、長い時間私の父について私に話し、また、私があまりにも感情を露わにしすぎており、ベルリン人は私の神経によく影響を与えると行って咎め、バウムガルテン家にひんぱんに行くよう私を促した。

マリアンネは、この忠告に当惑したようだが、これに従うことにした。マリアンネは、「自分が現世の人間であり、この敬虔な心情を有する女性 [=ヘレーネ] とはまったく別の資質から陶冶されていて、またいつまでもそのような存在でありつづけることだろうことをただちに感得していたにもかかわらず、すすんで彼女から学ぼうとした」 (LB1: 186, LB2: 203)。

しかしマリアンネにとって、やがてこの敬虔な心情を有する女性を義母とすることになり、新婚生活を始めようとするとき、義母との関係がいささか重荷になっていったようにも思われる。マリアンネは、もちろんヘレーネを尊敬しているが、結婚するにあたって、当面この峻厳な義母といくらか距離を置くために、マックスのフライブルク赴任は《渡りに船》だったのでなかろうか。

一方ヘレーネからみたとき、息子マックスにも婚約者マリアンネにも多々不満があり、それは、ヘレーネがマリアンネに忠告した「ベルリン人」の悪影響と関係があると思われる。政治家である父マックスには、ベルリンの重立った人々との交友があり、それはヘレーネにとって心が重くなることだったようだ⁽³⁰⁾。おそらく、すくなくとも権謀術数に与っている彼らの姿に不快感を覚えていたヘレーネは、若い二人が新婚生活を始めるのにベルリンがふさわしいとは考えられなかったであろう。だから彼女は、1893年6月に息子がフライブルクを選ぼうとしているのを支持したのだと考えられる。あるいは、息子をプロイセンに引きとめようとしているのが、ヘレーネが嫌うベルリンの典型的な俗物たちのなかでも悪名が高いアルトホフであることも、彼女の心理になんらかの影響を与えていたのかもしれない。

V 補充・訂正・修正事項について

2022年夏と2023年春の調査によって、いくつもの新事実を見出すことができた。その結果、筆者の2011年の記述と、本誌に4回にわたって連載した論稿の記述とを補充・訂正・修正・豊富化する必要が生じており、またさらなる追加調査の必要も出てきた。そのうち、訂正すべきことをここにひとつだけ書きとめておく。

「マックス・ヴェーバーにかかわる二つの人事の実相（2）」のなかで、筆者は、『全集』に記されているベルリン方言 „Privatgekolke“ について、„Privatgenossen“ ではないかと推測したが（野崎敏郎 2021-22(2)：51頁注47）、その後ミュンヘンで書簡の現物を確かめたところ、たしかに „Privatgekolke“ だったので、この注を撤回する。

ほかにも加筆修正すべきことが多々あるが、紙幅が尽きたので、詳細は別の機会に回す。

VI おわりに

新たな調査によって、フライブルク移籍を求めるヴェーバーの動向と、それに足枷を嵌めようとするアルトホフの策略の意図とが明らかになるにつれ、十九世紀末のプロイセンにおける——またドイツの他の諸邦国における——大学事情がくっきりと浮かびあがってきた。こうした稀覯資料の——とりわけ未公開史料の——調査は、つねに蒙を啓いてくれるものであり、調査に先立って立てていた推測・仮説は、調査の進展によって大きな変更・修正を余儀なくされるものである。またそれは、調査研究を実施する者にとって、この上なく大きな喜びでもある。自分で立てた仮説を自分で覆すことこそが調査の醍醐味だとも言える。

同時にまた、資料の解釈にさいしては、その書かれた背景と状況とを探り、その執筆の意図と意味とを合理的に説明することに徹するのが当然である。これを怠り、資料を無理に曲解し、奇を衒って自分が新しい発見をしたかのように装うことは、研究者が厳に自戒しなくてはならない非学問的所業である。近年、こうした研究者としての基礎能力と資質に疑問を呈さざるをえないケースが散見される。筆者が、こうして資料調査結果を学術雑誌上に掲載し、また学術書にまとめて公開しているのは、ひろく各方面の研究者にたいして、この問題にかんする新たな追検証の手段を提供し、従来の憶説を排するとともに、唾棄すべき似非学術をも排して、史実の正確な認識へと導くためである。また本稿中で指摘したように、『マックス・ヴェーバー全集』第II部門第2巻の編者解説にも問題が認められるので、これを訂正し、今後のアルトホフ問題研究を正しい軌道に乗せることも重要である。

筆者は、古ゲルマンの社会組織にかんする論争問題を扱ったヴェーバーの論稿の末尾に記さ

れている次の文言を座右の銘としている (MWGI/6: 299)。

現在なお未決着の諸論争の結果は、それゆえおそらく基本的に、近年の異議申し立てにさらされてなお有力なものとして受けつがれている見解を確認するということに落ちつくのであろう。この結果は陳腐なものにみえがちである。しかし残念ながら、陳腐な結論は、まさにその陳腐だという性格のゆえに適切な結論であることがどうにも多いのである。

この言は、筆者の調査研究の進展とともにますます重みを増している。

〔注〕

- (1) ゴルトシュミットが倒れたのは1892年5月5日である (MWGII/2: 270)。診察した医師アブラハムは、5月8日に診断書を書いている (GStAPK/I/76/Va/2/IV/45/5: 123a)。
- (2) ベルリン大学の「開講予告科目一覧」(VVB 1892SS: 4)に記載されているこの科目の概要は次の通り。Handelsrecht mit Einschluss des Seerechts nach seinem „System des Handelsrechts im Grundriss, 3te Aufl. 1891“, täglich, 12-1 Uhr, privatim.
- (3) ベルリン大学の「開講予告科目一覧」(VVB 1892SS: 4)に記載されているこの科目の概要は次の通り。Pandektenpraktikum mit Berücksichtigung des heutigen Civilrechts, nach gedruckten Rechtsfällen. Dienstags, Donnerstags, Freitags, 1-2 Uhr, privatim.
- (4) ベルリン大学の「開講予告科目一覧」(VVB 1892SS: 4)に記載されているこの科目の概要は次の通り。Versicherungsrecht nach seinem „System des Handelsrechts im Grundriss, 3te Aufl. 1891“, Mittwochs, 1-2 Uhr, öffentlich.
- (5) オットー・フォン・ギールケ (Otto von Gierke, 1841-1921) は、この学期に、「海洋法を含む商法 Handelsrecht mit Einschluss des Seerechts」と題する少人数対象の講義を担当している (水曜・土曜午前9時~11時の各2時間、週計4時間、VVB 1892SS: 4)。
- (6) 法学者オットー・グラデンヴィッツ (Otto Gradenwitz, 1860-1935) は、1885年にベルリン大学法学部で教授資格を取得し、1890年からは同学部准教授として勤務していた。
- (7) ハッレ大学在学中の学生カール・ラートゲンは、1879年4月22日付父宛書簡のなかで、「奇妙なことに、私が聴講するいくつかの講義は、来週月曜日 [=4月28日] によく開始されます。多くの教授たちは、もう木曜日 [=4月24日] に開始するのですが」と書いている (Privatarchiv B. C. Witte)。
- (8) この学期に、ヴェーバーは、「歴史的・経済的基礎づけに立脚するローマ物権法」(少人数対象の講義科目)「ローマ法史料解釈入門」「商法演習」の3科目を開講しており (VVB 1892SS: 3-5)、これに保険法を加えて、4科目を担当することになった。
- (9) ゴルトシュミットは、自分が1893/94年冬学期に教壇に復帰するつもりであることを、1893年5月末までにヴェーバーに知らせていた (MWGII/2: 392)。したがってヴェーバーは、1893年6月の段階で、秋にはフライブルクに移籍できると見込んでいた (ebd.: 416)。
- (10) アルトホフがヴェーバーをゴルトシュミットの「後任 (Nachfolger)」に任命しようとしたという誤認は、もともとマリアンネの錯誤であった (LB1: 174, LB2: 190)。ザクセの誤認はこれに起因している。しかし、マリアンネとちがって、ザクセは、プロイセン文部省の原史料を閲覧利用できたのだから、ヴェーバーがゴルトシュミットの後任に擬せられたのでないことを確認できたはずである。
- (11) この重要事実はすでに指摘した (野崎敏郎 2016-(2): 33-35頁)。

- (12) この草稿の書簡記述は、用紙の右側に寄せて書かれており、左側は、回覧者がさまざまな書き込みをするために空けられている。その第1頁左に、アルトホフは „G. O. R. R. Dr. Althoff“ と署名している（GStAPK/I/76/Va/2/IV/45/5: 136a）。„G. O. R. R.“ は „Geheimer Oberregierungsath“ の略記である。
- (13) 自分で決めたことを自分で破るという尋常でない背信行為はこのときだけではない。たとえば、後年アルトホフは、自分が作成し、自分が議会に提案して説明したプロイセン諸大学教員俸給規程が成立した後、その規程を自分で破っていた。このことはすでに指摘した（野崎敏郎 2021-22(3) : 39-40頁）。
- (14) この『一覽』の名称は大学ごとに異なっており、ベルリン大学版は „Verzeichnis der Vorlesungen“, フライブルク大学版は „Ankündigung der Vorlesungen“ である。
- (15) 「正嘱託教授」という職位については、すでに詳細に解明したので参照されたい（野崎敏郎 2011: 52-156頁, 野崎敏郎 2021-22(4) : 63-70頁）。念のため付言しておく、今野元は、「正嘱託教授 (ordentlicher Honorarprofessor)」をわざわざ「名誉教授」と誤訳し、さらにこの職位について珍無類の曲解を開陳している（今野元 2020: 66頁）、まったく事実に反するので、けっして彼の珍説に引きずられないよう注意されたい。
- (16) 以下に紹介するのは、ラートゲンの1877年2月5日付ヘンリー・ファーナム宛書簡中の記述である（Privatarchiv B. C. Witte）。ファーナム (Henry Walcott Farnam, 1853-1933) は、1876年にイエール大学で M. A. を取得した後、渡独してシュトラースブルク大学で学び、1878年に博士号を取得しており、後年経済学者として大成する。
- (17) エルンスト・エック (Ernst Eck, 1838-1901) は、1873年からハッレ大学に勤務していたが、この1877年にプレスラウに移籍し、さらに1881年にベルリン大学に移っている。
- (18) ロデリヒ・シュティンツィング (Roderich von Stintzing, 1825-1883) は、1869年以来ボン大学でローマ法を講じている。
- (19) アルフレート・ベルニツェ (Alfred Pernice, 1841-1901) は、1867年にハッレ大学で教授資格を取得し、それ以来この大学に勤務していたが、1872年にいったんグライフスヴァルト大学に転じたのち、ちょうどこの1877年夏学期にハッレ大学に復帰した。その後1881年にベルリン大学に移っている。
- (20) ラートゲンにベルニツェのハッレ復帰を伝えたのはグスタフ・シュモラーである。ラートゲンの義兄シュモラーは、当時シュトラースブルク大学教授であり、ラートゲンの指導教員であった。シュモラーは、シュトラースブルクの前にハッレ大学に勤務しており、ハッレ時代の元同僚ベルニツェの講義を聴講するよう義弟に勧めたのである。
- (21) Matrikel 1875-1881. Universitätsarchiv Halle.
- (22) Zu den Erklärungen des Herrn Professor Dr. Max Weber (Heidelberg). *Karlsruher Zeitung*, Nr.300, 1. Nov. 1911, S.1. なお、この宣誓書がいつから用いられていたのかは判明していない。
- (23) *Kölnische Zeitung*, 7. März 1896, Nr.213, erste Morgen-Ausgabe, S.2.
- (24) Doctorfrage は、語義通りだと「博士問題」だが、ひどく細部にわたってやかましい難題・難問を意味する。アルトホフは、ここで皮肉を込めてこの語を用いている。
- (25) Volkman という教授は何人が存在する。ここで言及されているのは古典語学者ディーデリヒ・フォルクマン (Diederich Volkman, 1838-1903) ではないかと思われる。彼のグライフスヴァルト招聘問題の詳細については確認できていない。
- (26) プロイセン諸大学における正教授の（1897年の統一規程にもとづく）初年次年俸額は、ベルリン大学が4800マルク、他の大学が4000マルクである（野崎敏郎 2021-22(3) : 38頁）。当該箇所でもアルトホフが提示している5700マルクという額は、この統一規程整備以前の時期（1896年）のものであり、おそらくそれは、ベルリン大学正教授の（1896年当時の）初年次年俸に住居手当を加えた

額だと推察される。しかしそうだとすると、プロイセンの他の大学のそれは5700マルクに遠く及ばない。しかも、ビエルマーが鋭く告発しているように、アルトホフは、すくなくない正教授たちにかんして、決められている初年次年俸額をはるかに下回る年俸に留めておくという奇怪な処遇を長年にわたって敢行しており、1903年の時点で、ゲッティンゲン大学哲学部にはじつに1200マルクという低い年俸の正教授が存在し、ベルリン大学でさえ、医学部に年俸2400マルクの正教授が存在している。さらに、ビエルマーが調べたかぎりにおいて——驚くべきことに——すくなくとも35人の正教授にたいしてはまったく年俸が支給されていない(前掲書:39頁)。したがって、あたかもプロイセンのすべての大学正教授が5700マルクの年俸・住居手当を得ているかのようなアルトホフの発言は虚偽報告にはかならない。

- (27) *Nonum prematur in annum* はホラーティウスの言で、詩を書いたならそれをお蔵入りにせよ(世に出したりするな)という一種の警句である(ホラーティウス 2017: 180頁)。
- (28) このベルリン回想は、すでにクリスタ・クリューガーとベルベル・モイラーによって活用されている(Krüger 2001, Meurer 2010)。
- (29) モイラーもこの記述に着目している(Meurer 2010: 54)。
- (30) ヘレーネの気質について、また父マックスとその周辺の人々にたいする彼女の心情については、マリアンネが詳細に語っている(LB1: 148-153, LB2: 162-168)。

[未公刊史料]

- BSB/Ana 446.C (20) : Nachlässe Max und Marianne Weber. Depot: Weber-Schäfer. Schachtel 20. Lebensdokumente. Tage- und Notizbücher, Erinnerungen; Erinnerungen, beginnend mit dem 21. 4. 1892. Bayerische Staatsbibliothek München
- GStAPK/I/76/Va/2/IV/45/5: I. HA Rep. 76, Va, Sekt.2, Tit. IV, Nr.45, Bd.5. Ministerium der geistlichen, Unterrichts- u. Medicinal-Angelegenheiten. Unterrichts-Abteilung. Acta betreffend: Die Anstellung und Besoldung der außerordentlichen und der ordentlichen Professoren in der Juristischen Fakultät der Universität Berlin. Vol: V vom Juli 1887 bis Dezember 1896. Geheimes Staatsarchiv Preußischer Kulturbesitz
- GStAPK/I/76/Va/XIV/11/5: I. HA Rep.76, Va Sekt.2 Tit. XIV, Nr.11, Bd.5. Ministerium der geistlichen, Unterrichts- und Medicinal-Angelegenheiten. Unterrichts-Abteilung. Acta betreffend: die von den Professoren und Privatdozenten der Universität Berlin herausgegebenen und eingesandten Schriften und Werke von April 1890 bis September 1893. XIVte Abtheilung. Nr.11. V.. Geheimes Staatsarchiv Preußischer Kulturbesitz

[文献]

- AVF: *Ankündigung der Vorlesungen*. Albert-Ludwigs-Universität zu Freiburg
- Jastrow, J. 1896: *Die Stellung der Privatdozenten*. Berlin: Rosenbaum & Hart
- Jellinek, G. (Hrsg.) 1908: *Gesetze und Verordnungen für die Universität Heidelberg*. Heidelberg: C. Winter
- Jellinek, G. 1900/14: *Allgemeine Staatslehre*, 3. Aufl., unter Verwertung d. hs. Nachlasses durchges. und erg. von Walter Jellinek. Berlin: Häring
- Krüger, Ch. 2001: *Max und Marianne Weber; Tag- und Nachtansichten einer Ehe*. Zürich u. a.: Pendo. 徳永恂他訳 2007『マックス・ウェーバーと妻マリアンネ——結婚生活の光と影——』新曜社
- Laband, P. 1980: *Opuscula juridica, Bd. 1. Abhandlungen, Beiträge, Reden und Rezensionen, T. 1. Lebenserinnerungen, Abhandlungen, Beiträge und Reden (1866-1918)*. Zentralantiquariat der

DDR

- LB1: Weber, Marianne 1926: *Max Weber; Ein Lebensbild*, 1. Aufl. Tübingen: J. C. B. Mohr (Paul Siebeck)
- LB2: Weber, Marianne 1926/50: *Max Weber; Ein Lebensbild*, 2. Aufl. Heidelberg: Schneider. 大久保和郎訳 1963『マックス・ウェーバー』みすず書房
- Meurer, B. 2010: *Marianne Weber; Leben und Werk*. Tübingen: J. C. B. Mohr (Paul Siebeck)
- MWGI/6: *Max Weber Gesamtausgabe, Abt. I, Bd.6. Zur Sozial- und Wirtschaftsgeschichte des Altertums; Schriften und Reden 1893-1908*. Tübingen: J. C. B. Mohr (Paul Siebeck), 2006. 世良晃志郎訳 1969『古ゲルマンの社会組織』創文社
- MWGI/13: *Max Weber Gesamtausgabe, Abt. I, Bd.13. Hochschulwesen und Wissenschaftspolitik. Schriften und Reden 1895-1920*. Tübingen: J. C. B. Mohr (Paul Siebeck), 2016
- MWGII/2: *Max Weber Gesamtausgabe, Abt. II, Bd.2. Briefe 1887-1894*. Tübingen: J. C. B. Mohr (Paul Siebeck), 2017
- Schlüter, B. 2004: *Reichswissenschaft; Staatsrechtslehre, Staatstheorie und Wissenschaftspolitik im deutschen Kaiserreich am Beispiel der Reichsuniversität Straßburg*. Frankfurt a. M.: V. Klostermann
- VVB: *Verzeichnis der Vorlesungen*. Königliche Friedrich-Wilhelms-Universität zu Berlin
- Weber, Marianne 1948: *Lebenserinnerungen*. Bremen: Johs. Storm
- 今野元 2020『マックス・ヴェーバー——主体的人間の悲喜劇——』岩波書店
- 野崎敏郎 2011『大学人ヴェーバーの軌跡——闘う社会学者——』見洋書房
- 野崎敏郎 2016『ヴェーバー『職業としての学問』の研究（完全版）』見洋書房
- 野崎敏郎 2016-「『闘争する人格』と大学問題——『職業としての学問』をいかに読むか——」（1～5）『佛教大学社会学部論集』63, 64, 65, 67, 69（未完結）
- 野崎敏郎 2021-22「マックス・ヴェーバーにかかわる二つの人事の実相——フライブルク大学移籍とハイデルベルク大学正嘱託教授案件——」（1～4）『佛教大学社会学部論集』72～75
- 野崎敏郎 2023「〈資料の紹介と研究〉マックス・ヴェーバーのフライブルク大学移籍をめぐって——人事の実相への補遺——」『佛教大学社会学部論集』76
- ホラーティウス〔高橋宏幸訳〕2017『書簡詩』講談社

〔付記〕

本稿は、令和3～5年度科学研究費（基盤研究（B）、課題番号21H00783）による研究成果の一部である。

（のざき としろう 公共政策学科）

2023年4月30日受理